行政改革の推進体制

資料４

①行政改革審議会（外部有識者）

外部有識者の専門的知見や客観的な立場から、行政改革の推進に関する重要事項について調査・審議を行い、その結果を町長に答申する。



②業務改善推進会議（町幹部）

行政改革に関する方針や重要事項について協議し、意思決定を行う。



③推進リーダー会議（係長級等）

（１）各課を横断する課題の協議・検討
（２）各課への課題の共有・検討依頼
（３）行政改革の必要性の浸透と意識改革の推進



